

発行：ブリス社労士事務所 URL <http://www.bliss-net.jp>
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A
TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail info@bliss-net.jp

注目ピックス●雇用保険の被保険者資格取得の手続が簡略化されました

労働者を新たに雇用保険に入れる場合、今まで必要だった「添付書類」の提出が原則、不要になっています。改めて確認をしておきましょう。

被保険者資格取得手続きの簡略化

平成 22 年 4 月 1 日以降に雇用保険に適用されることになった労働者の被保険者資格取得届には、原則、添付書類の提出が不要になりました。

添付書類とは、「労働契約に係る契約書」「労働者名簿」「賃金台帳等の当該適用事業に係る被保険者となったことの実態およびその事実のあった年月日を証明することができる書類」のことです。

■例外：添付書類が必要となる場合

- ① 雇用保険に加入する労働者が初めて出た場合
 - ② 被保険者資格取得届について届出期限(被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月 10 日)を過ぎて提出する場合
 - ③ 過去 3 年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合
 - ④ 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である場合 など
- ※公共職業安定所において、届出内容を確認する必要がある場合には、後日、添付書類の提出を求められることがあります
※社会保険労務士、労働保険事務組合を通じて提出する場合には、上記に該当する場合でも、原則として、添付書類は不要です

〈補足〉事業主と同居している親族、株式会社等の取締役等についての届出である場合には、添付書類とは別に、雇用関係を確認する書類の提出が必要ですので注意してください

参考：雇用保険に入れるべき人の範囲が 4 月 1 日より広がっています

先月の事務所通信でもお伝えしましたが、雇用保険被保険者の範囲が広がっています。こちらもご注意ください。

■非正規労働者に対する適用範囲の拡大

【改正前の適用基準】

- 次のいずれにも該当すること
- ❖ 6 か月以上の雇用見込みがあること
 - ❖ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること



【改正後の適用基準】

- 次のいずれにも該当すること
- ❖ 31 日以上の雇用見込みがあること
 - ❖ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

波線部が緩和になった部分です

※事業主の方は、上記の基準にあてはまる労働者を雇い入れた場合、「翌月 10 日まで」に、被保険者資格取得の手続を行う必要があります

詳しくは、当事務所にお問い合わせください

新情報

4月30日から年金の「遅延加算金法」が施行されました！

年金の記録ミスの問題で、実際の年金より額が少なくなっていたり、年金をもらえなくなっていた方には、年金の消滅時効である5年よりもさかのぼって年金が支払われるようになっていきます。

今年4月30日からは、「5年以上前」の年金が支払われることになった方には、物価上昇相当分として「遅延加算金」を本来の年金額にプラスして支払うということになりました。

すでに年金記録の修正が行われ、以前より多い年金をもらうようになっている方は、「遅延加算金」を請求する必要があります。

社員のご家族にも該当者がいらっしゃるかもしれませんので、この内容を是非、社内で告知してください。

遅延加算金法の概要

❖ 遅延加算金の対象者

平成21年4月30日(遅延加算金法の公布日の前日)以前に時効特例給付が支給された方



請求手続が必要
(平成22年4月30日から5年以内に請求する必要がある)

平成21年5月1日(遅延加算金法の公布日)以降に時効特例給付が支給された方、または、これから支給される方



請求手続は不要
(自動的に手続が行われる)

※一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金の対象となります

❖ 遅延加算金の額

年金記録の回復により支払われた年金(時効特例給付)の物価上昇相当分が遅延加算金の額となります。

※具体的な額は、時効特例給付の額や年金の受給を開始された年などによって異なります。

❖ 請求が必要な方の手続き

- ① 厚生労働省では、できる限り簡単に手続をしていただけるよう、遅延加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送することとしています。
- ② ダイレクトメールを待たず、今すぐに請求することもできます。その場合には、最寄りの年金事務所に相談したうえで、必要な書類(請求書、年金証書、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの等)を提出(または郵送)してください。

→ 請求手続から支給までは3か月程度が予定されています



お仕事カレンダー 6月

- 6/10 ● 労働保険一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

- 6/30 ● 5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 児童手当現況届の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第1期>
- 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告
- 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告・納付



◆あしがき◆ 当事務所より

6月といえば「梅雨」。雨に濡れるのは嫌ですが「雨に濡れるアジサイ」を見られるステキな季節ですよね。仕事では、労働保険の「年度更新」、社会保険の「算定基礎届」、そして「健康保険被扶養者資格の再確認」と色々あります。

お困りのときは当事務所にお任せください！ ご連絡お待ちしております!!

(深澤)